

農林水産事務所(農村整備部)及び農林事務所(農村整備部)所管事業に 使用する積算基準類の適用について

1 適用積算基準

- (1) 令和6年度 土地改良工事積算基準(土木工事)
- (2) 令和6年度 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)
- (3) 令和6年度 土地改良工事積算基準(施設機械)
- (4) 令和6年度 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領
- (5) 土地改良工事積算基準【運用編】(令和7年4月1日以降適用版)

「土地改良事業等請負工事積算基準」等については一部、令和7年4月1日改正版を適用しています。適用箇所は以下の農林水産省 HPより対照表を参照。

○測量業務の価格積算基準について(平成5年3月25日付け5構D第155号農林水産省構造改善局長通知)新旧対照表

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/attach/pdf/index-286.pdf>

○土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)の制定について(平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知)一部改正新旧対照表

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/attach/pdf/index-291.pdf>

※その他の基準類等の適用については、「(5)土地改良工事積算基準【運用編】」に記載しています。

2 公表について

- 1 (5)「土地改良工事積算基準【運用編】」を以下の場所で公表しています。

岩国・柳井・周南・山口・美祢・長門・萩の7農林水産事務所及び下関農林事務所並びに農林水産部農村整備課